

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年9月16日午後1時00分～午後4時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 令和2年度大阪府警察殉職者慰霊祭の執行について

11月6日に警察学校内の殉職者之碑前において、殉職警察職員（293柱）の功績を顕彰して、慰霊祭を執り行う旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルスの影響により、規模を縮小しての開催となるが、御霊を慰め追悼の意を表したい。

(2) 全国地域安全運動の実施について

府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するため、10月11日から10月20日までの間、重点を「子どもと女性の犯罪被害防止」、「特殊詐欺の被害防止」及び「自動車関連犯罪の被害防止」とした全国地域安全運動を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルスの情勢を踏まえ、リモート等を活用した新たな態様での取組を展開しているが、府民の犯罪被害防止に向けて、より大きな効果につなげていただくようお願いしたい。

(3) 特定商取引に関する法律違反事件の検挙について

生活経済課が、富田林警察署と合同で、標記の事件につき、9月8日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 高齢者対象のいわゆる「押し買い」という悪質な犯罪であり、こうした事案の抑止にも資するよう、全容解明に努めてもらいたい。

(4) 指名手配被疑者捜査強化月間の実施について

11月1日から11月30日までの間、警察庁指定重要指名手配被疑者及び大阪府警察指定重要指名手配被疑者の検挙を目的とした「指名手配被疑者捜査強化月間」を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルスの影響により、マスクの着用が定着してきたなかで被疑者を発見しなければならないなど困難な点もあると思われるが、工夫を凝らした取組を実施して成果を上げていただきたい。

(5) 背任事件の検挙について

捜査第二課が、東警察署、天満警察署及び西成警察署と合同で、標記の事件につき、被疑者1人を2回逮捕するとともに、5件を追送致した旨の報告があった。

(6) 準強制性交等事件の検挙について

刑事特別捜査隊が、住吉警察署と合同で、標記の事件につき、被疑者2人を検挙し、準強制性交等により送致した旨の報告があった。

(7) 「台風10号」に伴う宮崎県特別派遣結果について

台風10号の影響による土砂災害の発生に伴い、9月6日から9月11日までの間、宮崎県公安委員会の援助要求に基づく特別派遣を実施した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 行方不明となっている方々の発見には至っていないが、部隊員全員が一丸となって任務に当たり事故なく帰阪し、また、地元の方々から感謝の声もいただいたと聞いている。全国各地はもちろん、大阪でも災害発生の可能性があり、引き続き、風水害等の災害に対する備えや発災時の迅速・適切な対応をお願いしたい。

(8) 初任科卒業式の実施について

9月24日に警察学校初任教養部において、第238期短期課程142人の卒業式を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルスの影響で、厳しい研修環境となった中、訓練内容を変更するなど、いろいろと感染防止に留意いただいたと聞くが、今後も引き続き、こうした意識で取り組んでいただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、45件の行政処分を決定した。

(2) 交通誘導警備業務における検定合格警備員を配置すべき一般道路の認定見直し等について

交通誘導警備業務を行う場合の検定合格警備員を配置すべき路線の見直しについて上申があり、可として決裁した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく本聴聞手続き及び主宰者の指名について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、風俗営業の許可の取消し及び飲食店営業の停止（期間6月）に係る聴聞の実施について報告があり、審議の結果、聴聞期日、主宰者を決定した。

(4) 特定抗争指定暴力団等の指定の延長について

特定抗争指定暴力団等に指定中の六代目山口組及び神戸山口組について、同指定を延長する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

また、指定の延長を官報に公示すること及び両団体の代表者に指定延長通知書を交付する旨を決定した。

- (5) 国家公安委員会提出書類の写し交付請求に関する意見について
犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に伴い、提出書類の写し交付請求に関する意見の上申があり、可として決裁した。
- (6) 警察署協議会委員の退任に伴う感謝状の贈呈について
警察署協議会委員 1 人の退任に伴う感謝状贈呈の上申があり、可として決裁した。
- (7) 警察職員の援助要求について
警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく警察職員等の援助要求 2 件について、いずれも可として決裁した。
- (8) 意見要望の受理等について
意見要望 7 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 8 月中の懲戒等措置結果について
8 月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (3) 令和 2 年度包括外部監査の受監について
地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく外部監査を受監する旨の報告があった。
- (4) ベトナム語学科試験の導入及び外国人等に対する運転免許試験一部免除手続の合理化について
在留外国人の運転免許手続の円滑な実施を図るために、標記学科試験の導入等について、10 月 1 日から運用する旨の報告があった。
- (5) 警察職員の援助要求について
警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく、警察職員等の援助要求 1 件に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (6) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
8 月 31 日から 9 月 6 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

第 4 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以 上

